

国民年金

ご存じですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金を満額受け取るためには、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければなりません。

国民年金保険料の納め忘れ等により、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入の手続きをすることで、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等の合計が、原則10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍の人も、国民年金に任意加入することができます。

●問い合わせ／保険医療係

釧路年金事務所 ☎ 0154-25-1521

制度

児童扶養手当を知っていますか

問い合わせ
子育て施策推進係
53-3333

児童扶養手当は、離婚によるひとり親世帯など、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るために支給されるもので、手当を受けるためには認定請求が必要です。

手当を受けられる人は、対象となる児童を養育している父母や父母に代わって養育している人（祖父母など）です。

次の対象児童を養育している人は、

手当を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

●対象児童／18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（障がいのある児童の場合は20歳になる月まで）で、次の条件に当てはまる児童

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童など

※所得制限や公的年金を受給しているなどの理由で、手当が支給されない場合があります

■令和6年度と令和7年度の児童扶養手当額の比較表(月額)

		令和6年度(11月～)	令和7年度(4月～)
本体額	全部支給	45,500円	46,690円(+1,190円)
	一部支給	10,740円～45,490円	11,010円～46,680円(+270円～1,190円)
第2子以降 加算額	全部支給	10,750円	11,030円(+280円)
	一部支給	5,380円～10,740円	5,520円～11,020円(+140円～280円)

令和7年度児童扶養手当の月額をお知らせします
ひとり親家庭の対象者に支払われている児童扶養手当の月額が、2024年全国消費者物価指数の実績値が公表されたことに伴い、令和7年度は、2・7%の引き上げとなります。令和7年度の手当額については次のとおりです。



育児・介護と仕事の両立を支援する法律が改正されます

問い合わせ
商工雇用係
53-3333

育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日から順次施行されます。

【令和7年4月1日施行】

- ① 所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大
- ② 育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務化
- ③ 子の看護休暇の見直し
- ④ 介護離職防止のための雇用環境整備等の設置が義務化
- ⑤ 育児休業取得状況の公表義務対象が拡大

【令和7年10月1日施行】

- ① 柔軟な働き方を実現するための措置等が義務化
 - ② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が義務化
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



保健

带状疱疹ワクチンの定期接種が開始

問い合わせ
健康推進係
53-3333

国の方針により、带状疱疹ワクチンは令和7年4月から予防接種法に基づき定期予防接種となります。

現時点で国から示されている制度